

一般社団法人 IP ネクスト育成協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 IP ネクスト育成協会と称し、英文では IP Next Development Association と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、川崎市に事務所を置く。

2 当法人は、社員総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、IT 業界に興味関心を持つ学生等への支援を通じてインターネットの発展に寄与することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) セミナー、勉強会、交流会等への学生等の派遣及び支援
- (2) セミナー、勉強会、交流会等の開催
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事により推薦され、社員総会において承認された個人または団体

2 会員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事の過半の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 正会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員及び賛助会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 4 特別の費用を必要とするときは、社員総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- 2 会員はいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

2 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をする等除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(社員及び会員の資格喪失)

第9条 社員及び会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社もしくは退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は随時必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。ただし、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

3 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

2 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会に出席した社員の中から議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 基金

(基金)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散の理由)

第28条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 存続期間の満了
- (3) 法人の合併
- (4) 社員が欠けたとき
- (5) 法人の破産手続き開始決定
- (6) 解散を命ずる裁判

(残余財産)

第29条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与する。